

令和7年6月議会 福祉都市委員会報告資料

ページ

- | | | |
|---|------------------------------------|-----|
| 1 | 報告第29号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について | … 1 |
| 2 | 福岡市保健福祉総合計画の策定について | … 4 |

福祉局

1 報告第 29 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

事故報告書

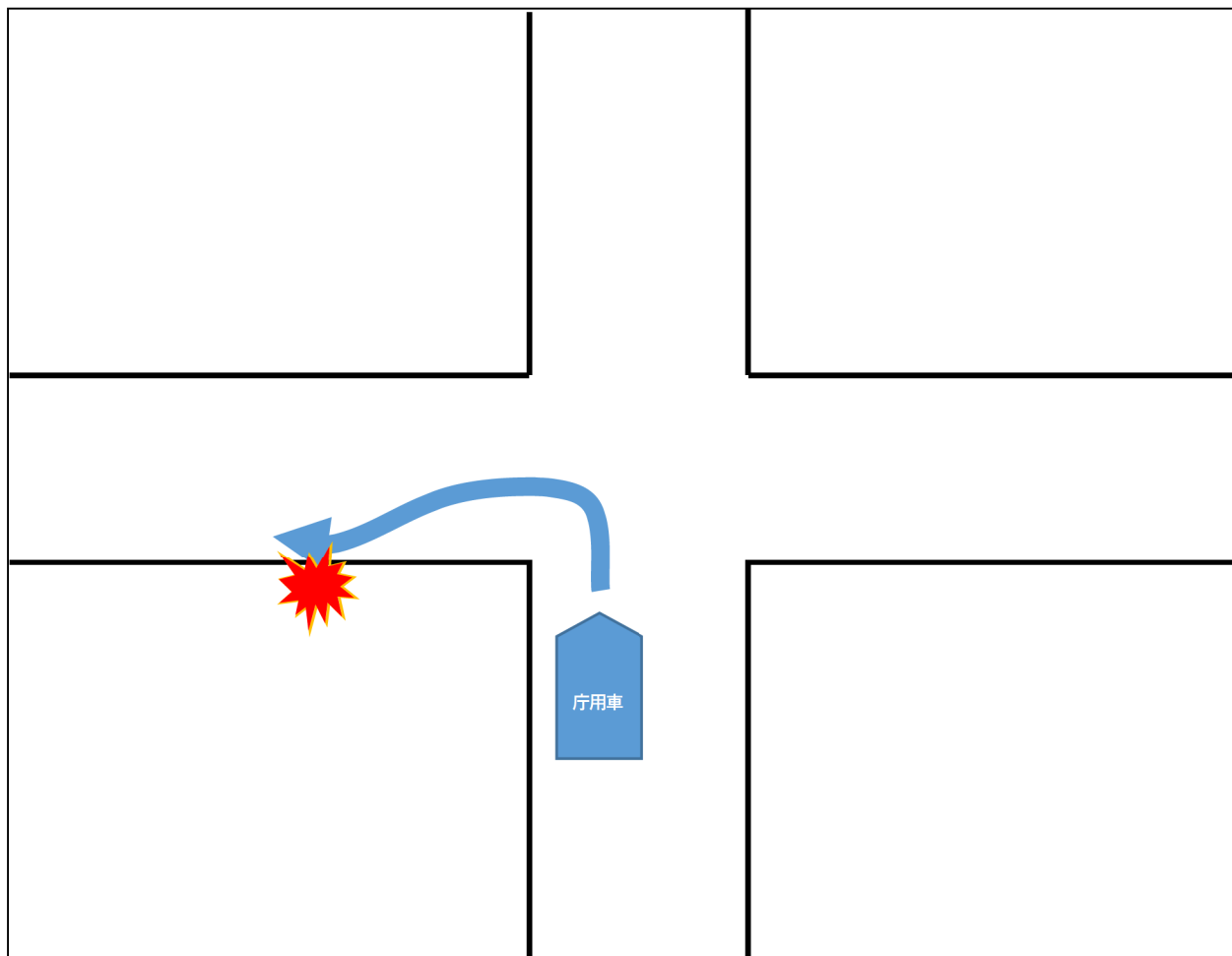
事故発生日時	令和６年１２月５日（木曜日）午前９時４０分頃　天候：晴れ					
事故発生場所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。					
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。				
	氏名					
事故の概要	令和６年１２月５日午前９時４０分頃、早良区保健福祉センター保護課の職員が、家庭訪問のため庁用自動車（同センター保護課所管）を運転中、●●●●●●●●●●付近の交差点で左折したところ、左側の角にあるカーブミラーを避けようと大回りとなったことからハンドル操作を誤り、上記住所の民家の塀に庁用自動車の左前バンパー及びタイヤを接触させ、民家の塀を損傷させたもの。					
損害の程度	相手方	人的損傷	なし			
		物的損傷	民家の塀にタイヤ痕付着及び損傷 １９９，１００円・・・(Ａ)			
	市側	人的損傷	なし			
		物的損傷	左側前方バンパーの損傷			
過失割合	相手方	〇割		本市	１０割・・・(Ｂ)	
損害賠償額 (Ａ)×(Ｂ)	１９９，１００円					

事故現場見取り図

位置図

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

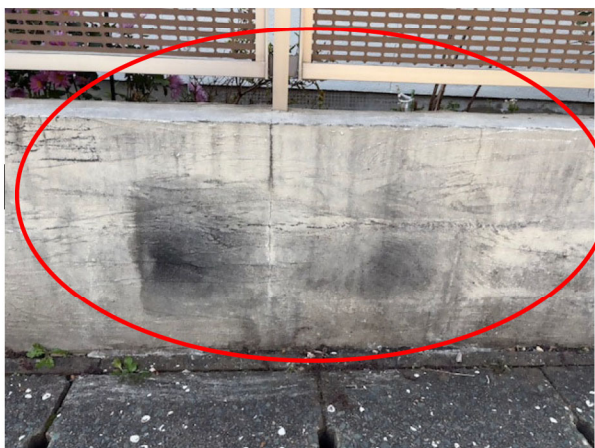
現場の状況



損傷箇所写真(市側)



損傷箇所写真(相手方)



(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められるおそれのある情報につ
いては、掲載しておりません。

事故現場写真

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められるおそれのある情報につ
いては、掲載しておりません。

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められるおそれのある情報につ
いては、掲載しておりません。

2 福岡市保健福祉総合計画の策定について

1 策定の目的

現行の福岡市保健福祉総合計画が令和8年度をもって計画期間が終了することから、令和9年度以降も保健・医療・福祉に関する施策を総合的・計画的に推進するため、次期保健福祉総合計画を策定するもの。

2 次期計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、福岡市福祉のまちづくり条例第10条に定める「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画」として位置付ける。

また、下記法定計画等を包含した計画として、一体的に策定する。

・市町村地域福祉計画 ・市町村健康増進計画 ・市町村老人福祉計画 ・市町村障害者計画

(2) 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）までの6年間

(3) 計画の構成

現行計画は、「地域」「健康・医療」「高齢者」「障がい者」の各分野に分けた構成として
いるが、分野を超えて複合化・複雑化した課題に十分に対応できる総合計画となるよう、
分野横断的な構成に変更する。

3 スケジュール

令和7年度				令和8年度				令和9年度
6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
福祉都市委員会報告（着手）	保健福祉審議会へ諮問	保健福祉審議会での審議（素案）		福祉都市委員会報告（素案）	保健福祉審議会での審議（原案）	福祉都市委員会報告（原案）	パブリックコメント	保健福祉審議会（答申）
							策定	
								市議会報告